

鎌倉市自立支援協議会設置要綱新旧対照表

(改正前)

(改正後)

現行	改正後 (案)
<p>○鎌倉市自立支援協議会設置要綱</p> <p>(平成 19 年 12 月 28 日市長決裁) (平成 21 年 3 月 11 日市長決裁) (平成 24 年 6 月 26 日市長決裁) (平成 25 年 3 月 29 日市長決裁) (平成 27 年 4 月 1 日市長決裁)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日・障発第 0801002 号）の規定に基づき、鎌倉市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○鎌倉市<u>障害者</u>支援協議会設置要綱</p> <p>(平成 19 年 12 月 28 日市長決裁) (平成 21 年 3 月 11 日市長決裁) (平成 24 年 6 月 26 日市長決裁) (平成 25 年 3 月 29 日市長決裁) (平成 27 年 4 月 1 日市長決裁) <u>(平成 28 年 月 日市長決裁)</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日・障発第 0801002 号）の規定に基づき、<u>障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する鎌倉市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置するにあたり、その組織及び運営について必要な事項を定めるものと</u></p>

(改正前)

(改正後)

<p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 鎌倉市自立支援協議会全体会（以下「全体会」という。）(2) 鎌倉市自立支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）(3) 鎌倉市自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。） <p>第2章 全体会</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 全体会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>就労支援に関すること。</u>(2) <u>地域生活支援に関すること。</u>(3) <u>権利擁護・相談支援に関すること。</u>(4) 専門部会の設置に関すること。(5) <u>その他協議会において検討すべきとされた事項</u>	<p>する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 協議会は、次により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 鎌倉市障害者支援協議会全体会（以下「全体会」という。）(2) 鎌倉市障害者支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）(3) 鎌倉市障害者支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。） <p>第2章 全体会</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 全体会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>地域の課題の確認と情報の共有に関すること。</u>(2) <u>前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。</u>(3) <u>協議会の運営内容についての評価に関すること。</u>(4) 専門部会の設置に関すること。(5) <u>その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。</u> <p>2 <u>全体会は、前項第2号の協議について、次に掲げる事項について、専門部会で協議を依頼し、全体会への報告を求めるものとする。</u></p>
---	---

鎌倉市自立支援協議会設置要綱新旧対照表

(改正前)

(改正後)

<p>(組織)</p> <p>第 4 条 全体会は、委員 15 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、別表に定めるものうちから市長が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p>	<p>(1) <u>就労支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域生活支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>権利擁護・相談支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>こども支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他、全体会において協議、検討が必要とする事項</u></p> <p>(委員)</p> <p>第 4 条 全体会の委員は、次に掲げるものうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>医療関係者</u></p> <p>(2) <u>福祉に関係を有する団体の関係者</u></p> <p>(3) <u>就労に関係を有する団体の関係者</u></p> <p>(4) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>関係行政機関及び関係教育機関の職員</u></p> <p>(6) <u>障害者等及びその家族</u></p> <p>(7) <u>その他、市長が必要と認める者</u></p> <p>2 <u>この他、全体会の運営のため、専門部会長、運営委員、事務局職員が出席するものとする。</u></p>
---	---

(改正前)

(改正後)

(会長及び副会長)

第6条 全体会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第7条 全体会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の規定による職又は要件を失った者は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 全体会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 全体会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

鎌倉市自立支援協議会設置要綱新旧対照表

(改正前)

(改正後)

<p>4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。</p> <p>(意見の提出)</p> <p><u>第8条 会長は、会議における協議の結果、必要に応じて、市長に対し意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>第3章 運営会議</p> <p>(所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>全体会及び専門部会</u>の運営に関すること。</p> <p>(2) 全体会において協議する課題等に関すること。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。<u>ただし、会長が、会議の運営上必要があると認めるときは、公開しない。</u></p> <p>(意見の提出)</p> <p><u>第7条 全体会は、必要に応じて専門部会から報告された事項について、関係機関等に意見を提出する。</u></p> <p><u>2 その他、会議における協議を踏まえ、必要に応じて、市長及び関係機関等に対し意見を提出する。</u></p> <p>第3章 運営会議</p> <p>(所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>協議会</u>の運営に関すること。</p> <p>(2) 全体会において協議する課題等に関すること。</p> <p>(3) <u>第3条第1項第4号により、全体会が設置する</u>とした専門部会</p>
--	--

(改正前)

(改正後)

<p>(組織)</p> <p>第 10 条 運営会議の委員は、鎌倉市障害者福祉課長、関係する課の長及び鎌倉市が業務委託する相談支援事業者とする。</p> <p>2 運営会議に必要な応じて臨時委員を置くことができる。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第 11 条 運営会議に議長及び副議長各 1 人を置く。</p> <p>2 第 6 条第 2 項から第 4 項までの規定は、運営会議の議長及び副議長について準用する。</p> <p>第 4 章 専門部会</p>	<p><u>に関すること。</u></p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(委員)</p> <p>第 9 条 運営会議の委員は、鎌倉市障害者福祉課長、鎌倉市が業務委託する相談支援事業者及び専門部会長とする。</p> <p>2 運営会議に必要な応じて<u>その都度、会長及び臨時委員</u>を置くことができる。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第 10 条 運営会議に座長及び副座長各 1 人を置く。</p> <p>2 第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定は、運営会議の座長及び副座長について準用する。</p> <p>第 4 章 専門部会</p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第 11 条 <u>専門部会は、次に掲げる事項について協議する。</u></p> <p><u>(1) 第 3 条第 2 項の規定により、全体会から依頼された課題に関する</u></p>
---	---

鎌倉市自立支援協議会設置要綱新旧対照表

(改正前)

(改正後)

<p>(組織等)</p> <p>第 12 条 <u>全体会の会長は、第 3 条第 4 号の規定により全体会で協議し、その設置を決定した専門部会を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>専門部会の組織及び運営については、全体会に諮ってこれを定めるものとする。</u></p> <p>第 5 章 雑則</p>	<p><u>ること</u></p> <p><u>(2) その他前号の協議に必要な事項に関すること</u></p> <p>(組織等)</p> <p>第 12 条 第 3 条第 1 項第 4 号の規定により、<u>全体会の協議に基づいて専門部会を設置する。</u></p> <p>2 <u>専門部会には、部会長を 1 人置く。</u></p> <p>3 <u>専門部会に、必要に応じてその都度臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>その他専門部会の設置にあたって必要な事項については、運営会議で協議し全体会で決定するものとする。</u></p> <p>第 5 章 雑則</p> <p><u>(事務局)</u></p> <p>第 13 条 <u>協議会の事務局は、鎌倉市健康福祉部障害者福祉課に置く。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、事務局機能の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。</u></p>
---	---

(改正前)

(改正後)

(秘密の保持義務)

第13条 全体会、運営会議及び専門部会の委員及び会議に出席した者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が全体会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に招集される全体会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに委嘱される全

(秘密の保持義務)

第14条 全体会、運営会議及び専門部会の委員並びに委員であった者等は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が全体会に諮って定めるものとする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に招集される全体会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに委嘱される全

鎌倉市自立支援協議会設置要綱新旧対照表

(改正前)

(改正後)

<p>体会の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 24 年 6 月 20 日から適用する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>体会の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 24 年 6 月 20 日から適用する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	--

(改正前)

(改正後)

別表(第4条)		別表(第4条)(削除)
1	企業・就労支援関係者	
2	ケアホーム等関係者	
3	移動支援事業者等の障害者支援関係者	
4	居宅介護事業者等の障害者支援関係者	
5	保健・医療関係者	
6	養護学校等の教育関係者	
7	民生委員児童委員協議会から推薦された者	
8	鎌倉市社会福祉協議会の職員	
9	鎌倉市障害者地域作業所連絡会から推薦された者	
10	鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会から推薦された者	
11	鎌倉市社会福祉協議会内の施設部会から推薦された者	
12	障害当事者の代表	